
株式会社アクロネット様

生成AI利活用 ガイドライン

v1.0

2026年9月15日

株式会社ギブリー

生成AIエバンジェリスト育成研修（初級）配布資料

このガイドラインについて

本書は、株式会社ギブリーが株式会社アクロネット様向けに作成した、生成AIを業務で使うときの判断の目安です。

社内規程ではありません。貴社で正式なルールを定める際の**たたき台**としてお使いいただくことを想定しています。研修当日は、この文書に照らして「どこまで使えるか」を各自で判断する演習を行います。

法的な結論を示すものでもありません。「法令・ガイドラインにこう書かれている」ことと、「一般にこう解釈されている」ことは、本書の中で区別して書いています。個別の案件で判断に迷う場合は、契約書と就業先のルールを確認してください。

前提として置いていること

- 就業先ごとに使えるツールとルールが異なること
- 現時点で貴社に正式な生成AIの社内ルールがないこと
- 受講される方の半数以上が、まだ業務で生成AIを使っていないこと

第1章 判断の起点

1-1 「入れたかどうか」ではなく「入れた先が何をするか」

生成AIに情報を入力してよいかを考えると、多くの方は「この情報は機密かどうか」から入ります。それも必要ですが、公的なガイドラインが置いている判断の軸は、もう一段手前にあります。

総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン 第1.2版」(2026年3月31日)の別添には、AI利用者が取るべき具体的な手法として次のように書かれています。

例えば、生成AIサービスの利用にあたって、入力する機密情報が生成AIサービスの提供者において AIの学習データとして利用されることが予定されている場合には、機密情報を含むプロンプトを入力しないよう留意する

個人情報保護委員会が2023年6月2日に出した注意喚起も、同じ構造です。なお、この注意喚起は2026年9月時点でも改訂されておらず、日本における生成AIと個人情報に関する一次的な指針です。

あらかじめ本人の同意を得ることなく生成AIサービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成AIサービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。

ここで2つ、読んでいただきたい点があります。

ひとつ目。「違反する」ではなく「**違反することとなる可能性がある**」と書かれています。ふたつ目。**入力そのものを禁じていません**。禁じているのは、応答の出力以外の目的で扱われる状態で入れることです。

「生成AIに個人情報は一切入力禁止」という社内ルールは、この原文より厳しい運用にあたります。厳しくすること自体は選択肢のひとつですが、それが法令の要求そのものではない、という点は押さえておいてください。

1-2 サインインしているアカウントで結論が変わる

実務で最も事故が起きやすいのは、法解釈の間違いではありません。**同じサービスを、違うアカウントで使ってしまうこと**です。

Microsoft の公式FAQには、次のように書かれています。

We do not train Copilot on data from the following types of users: Users signed into Copilot with an organizational Entra ID account.

つまり、Copilot のライセンスを購入していなくても、会社の Entra ID でサインインしていれば、その会話は学習に使われず、エンタープライズデータ保護が適用されます。

逆もあります。有料ライセンスを持っている方が、個人の Microsoft アカウントで copilot.com を開いた場合、その会話は学習の対象になります。

有料か無料かではなく、どのアカウントでサインインしているかで決まります。

客先のPCと自社のPCでサインインするアカウントが違う、という状況は珍しくありません。使う前に、画面の右上でどのアカウントで入っているかを確認してください。

第2章 サービスごとの取り扱い

2026年9月1日時点で、各社の公式ページに記載されている内容をまとめたものです。規約は変わります。重要な判断をする前には、必ず最新の規約をご確認ください。

サービス	入力が学習に使われるか	オプトアウト	データが組織内に留まるか
ChatGPT 無料版・Plus・Pro	既定で使われる	設定で可能	留まらない
ChatGPT Team・Business	既定では使われない	既定でオフ	ワークスペース単位
ChatGPT Enterprise・Edu	使われない	対象外	顧客所有。日本にデータレジデンシーあり
Claude 無料版・Pro・Max	設定次第。既定の設定によって変わる	可能	留まらない
Claude Team・Enterprise・API	既定では使われない	既定でオフ	商用契約下
Gemini 個人アカウント	既定で使われる。人がレビューする場合がある	可能（オフ後も72時間は保持）	留まらない
Gemini（Google Workspace）	使われない	対象外	組織内に留まる
Microsoft Copilot（旧 Microsoft 365 Copilot・有料）	使われない	対象外	テナント内。監査可能
Microsoft Copilot Chat（ライセンスなし・Entra IDでサインイン）	使われない	対象外	テナント内
Microsoft Copilot（個人アカウント）	既定で使われる	可能	留まらない

2-1 見落とされやすい点

Web検索のクエリは、別の扱いになります。

Microsoft の公式ドキュメントには、Bing 検索サービスについて次の記載があります。

The Bing search service operates separately from Microsoft 365 and has different data-handling practices… Microsoft acts as an independent data controller.

Bing に送られるのはプロンプトの全文ではなく、そこから生成された数語の検索クエリです。ファイルの全文やテナントの識別情報は送られません。ただし、この生成検索クエリには EU Data Boundary が適用されません。

「Copilot なら全部テナント内に留まる」という理解は、正確ではありません。

無料版でも社内データを扱える場合があります。

Microsoft の公式FAQには、ライセンスがない場合について次の記載があります。

If a user doesn't have a Microsoft 365 Copilot license, Copilot Chat can't access the user's shared enterprise data, individual data, or external data indexed via Microsoft Graph connectors.

自動では参照されません。ただし、次の3つの経路では扱えます。

1. 利用者が手動でファイルをアップロードした場合
2. Teams や Outlook で開いているコンテンツを横に置いて使う場合
3. 管理者が有効にした、社内データにアクセスできるエージェントを使う場合

「無料版だから社内データは一切扱えない」も正確ではありません。 **自動では参照されない、明示的に渡したものだけ扱える、**が正しい理解です。

第3章 情報のカテゴリと判断

3-1 カテゴリ別の目安

以下は、学習に利用されないことが確認できているサービス（会社アカウントでサインインした Microsoft Copilot 等）を使う前提での目安です。学習に使われるサービスでは、この表の「入力可」も再検討が必要です。

カテゴリ	例	目安
一般に公開されている情報	公開されている技術記事、製品カタログ、法令	入力可。ただし著作物の扱いは第4章
自社の非公開情報（個人情報を含まない）	社内手順書、自社のテンプレート	入力可
自社の個人情報	社員名簿、要員のスキルシート	利用目的の範囲内かを確認。氏名等は伏せることを推奨
就業先から受領した情報	設計書、障害ログ、議事録、ソースコード	契約を確認してから。第3章2節を参照
就業先の個人情報	顧客の担当者名、エンドユーザーの情報	原則として入力しない
認証情報	パスワード、APIキー、トークン	入力しない。例外なし
契約・金額	単価、見積、契約書	原則として入力しない。秘密保持の対象であることが多い

3-2 就業先から受領した情報が、いちばん判断が難しい

ここが SES という働き方に固有の論点です。

経済産業省「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」（令和7年2月）に、次の記載があります。

第三者との契約で秘密保持義務等の外部提供禁止義務を負う情報をインプットとして提供する場合、契約内容次第ではそのような行為が契約違反となるおそれがある。

同じ資料の注10が、より踏み込んでいます。

個人データの取扱いの委託に伴ってインプットが提供される場合、ベンダは「第三者」に該当せず（個情法27条5項1号）、個人情報保護法には違反しないと整理し得るが、秘密保持契約等においてこのような例外規定が存在しない場合には、インプットの提供が契約違反を構成し得る点に留意が必要である。

個人情報保護法の観点で問題がないことと、秘密保持契約の観点で問題がないことは、別々に判断されます。

なお、「生成AIへの入力が秘密保持契約上の第三者への開示にあたるか」について、政府が公式見解を示した文書は、2026年9月時点では確認できていません。上記の経産省の記述が「契約内容次第では契約違反となるおそれがある」という条件付きの書き方に留めており、当たる・当たらないの断定を避けています。本書も同じ温度で書いています。

3-3 情報の粒度で判断が変わる

「設計書だから入力禁止」と一律に決めると、実務では何も入力できなくなります。

不正競争防止法上の営業秘密は、秘密管理性・有用性・非公知性の3要件で判断されます。このうち非公知性は、**情報の粒度ごとに判断されます。**

設計書全体は営業秘密であっても、その中の「ユーザー登録時にメール認証を挟む」という記述は、公知の設計パターンかもしれません。

ただし、現場で自分ひとりで「これは汎用的だから大丈夫」と線を引くのは危険です。判断に迷う場合は、次章の相談フローに従ってください。

3-4 自分で貼って、自分で要件を壊す

営業秘密の3要件のうち、秘密管理性は「秘密として管理されている」状態を求めます。

「社外秘」の表示があり、秘密保持契約があり、アクセス制限された共有フォルダに置かれている間は、この要件を満たします。

ところが、個人アカウントの生成AIに貼った時点で、その管理状態の評価が変わる可能性があります。**守られている情報を、自分の操作で守られていない状態にしてしまう**、という構図です。

経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」（令和6年2月改訂）にも、次の記載があります。

A Iを自社の業務やサービスに導入していない場合でも、個人が生成A Iを利用する場合のルールは重要です。自分のP Cで営業秘密に関する質問をする、等の使い方は避けるべきでしょう。

第4章 出力を扱うときの注意

4-1 入力の適法性と、出力の適法性は別

文化庁「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月15日）には、次の記載があります。

一個の利用行為には複数の目的が併存する場合もあり得るところ、この複数の目的の内にひとつでも「享受」の目的が含まれていれば、同条の要件を欠くこととなる。

公開されている記事を要約させる場合でも、その目的が「元の記事を読まずに済ませる」ことであれば、享受の目的が併存すると評価される筋があります。

そして、入力に適法であっても、出力が元の著作物と類似していれば別の問題になります。

なお、この「考え方」は文書自身が「法的な拘束力を有するものではなく」と断っています。

4-2 出力を確認する3つの手順

1. **事実として正しいかを、自分で確かめる** 渡していない情報が書かれていたら、それは生成されたものです。「添付した資料」に書かれていることだけを使ってください。書かれていないことは『資料に記載なし』と書いてください」と指示すると減りますが、ゼロにはなりません。
2. **数字は必ず検算する** 条件付きの集計（「～を除く」「～のみ」）は、条件の解釈がずれることがあります。
3. **社外に出すものは、責任の所在を確認する** 文体は整いますが、内容の責任はこちら側にあります。

4-3 コードを生成させた場合

動くかどうかと、正しいかどうかは別です。

2025年の調査では、AIが生成したコードの45%がセキュリティテストに不合格だったという報告があります（Veracode、80種のタスクを100以上のLLMで実行。Javaは72%）。同じ調査で、**モデルの新しさやサイズと、安全性には相関がなかった**とされています。

生成されたコードは必ず自分で読んでください。

第5章 就業先ごとにルールが違う場合

5-1 まず確認する順番

1. 就業先に、生成AIの利用に関するルールがあるか
2. ある場合、その内容
3. ない場合、契約書に「事前承諾なきクラウドサービスへの保存禁止」等の条項がないか
4. 貴社と就業先の契約形態（派遣か、準委任か）

5-2 派遣と準委任で、根拠が違います

ここは混同されやすい箇所です。

契約形態	判断の軸
労働者派遣	労働者派遣契約に何が書かれているか
準委任（いわゆるSES）	誰が業務の遂行方法を決めているか

準委任の場合、業務の遂行方法は受注者側が決めることになっています（37号告示 第2条第1号イ）。生成AIを使うかどうかは、業務の遂行方法そのものです。

そのため、就業先から直接「このツールを使え」「使うな」と指示を受ける形は、契約の枠組みとしては望ましくありません。

実務上は、就業先の情報保護の要求を、**自社のサービス規律として自社経由で受ける**形にするのが一般的です。厚生労働省「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する疑義応答集（第2集）」問13には、次の記載があります。

発注者が請負事業主に対し、情報漏洩防止のため、請負労働者の請負事業主あての誓約書の写しを求めても、そのことのみをもって労働者派遣事業又は労働者供給事業と判断されることはありません。

なお、厚生労働省の資料に「生成AI」という言葉は登場しません（2026年9月時点）。上記は既存の枠組みからの整理です。

5-3 ルールが確認できない場合

就業先に確認しても答えが返ってこない、という状況は珍しくありません。

日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査2026」（回収957社）によると、発注側であるユーザー企業でも、生成AIの高度活用に向けた専門組織を設置しているのは3.1%、「取り組んでいない、または個人任せ」が57.9%です。

答えが返ってこないのは、多くの場合、就業先側でもまだ決まっていないからです。

この場合は、次の順で対応してください。

1. 就業先から受領した情報は使わない
2. 自社の情報と、公開情報の範囲で使う
3. 就業先のルールが定まったら、あらためて確認する

第6章 迷ったときの相談フロー

判断に迷う情報がある

↓

就業先から受領した情報か？

└─ はい → 就業先の窓口を確認 → 回答が得られない場合は使わない

└─ いいえ

↓

個人情報が含まれるか？

└─ はい → 氏名等を伏せられるか検討 → 難しければ上長に相談

└─ いいえ

↓

認証情報・単価・契約金額が含まれるか？

└─ はい → 入力しない

└─ いいえ → 会社アカウントでサインインしていることを確認して使用

判断に迷った場合、迷ったまま入力しないでください。止まって相談することによる遅れより、入力してしまった場合の回復のほうが困難です。

相談先は、現場のリーダー、貴社の担当営業、情報システム部門の順で想定しています。正式な相談窓口は、貴社でルールを定める際に決めてください。

第7章 早見表

入力してよいか、迷ったときの3つの質問

1. この情報は、就業先から受け取ったものですか → はいなら、契約を確認するまで入力しない
2. いま、どのアカウントでサインインしていますか → 個人アカウントなら、業務情報は入力しない
3. この情報が外に出た場合、誰に迷惑がかかりますか → 就業先の担当者や、エンドユーザーの顔が浮かぶなら、いったん止まる

入力しないもの（例外なし）

- パスワード、APIキー、アクセストークン、証明書
- 就業先の顧客の個人情報
- 就業先から「持ち出し禁止」と明示されている資料

会社アカウントであれば入力してよいもの

- 自社の社内手順書、テンプレート
- 一般に公開されている技術情報
- 自分で作成した文書の下書き

付録 本書が参照した資料

資料	版・日付	URL
AI事業者ガイドライン（総務省・経済産業省）	第1.2版／2026年3月31日	https://www.soumu.go.jp/main_content/001064279.pdf
生成AIサービスの利用に関する注意喚起等（個人情報保護委員会）	2023年6月2日	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_generative_AI_service.pdf
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	令和8年6月一部改正	https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/
AIの利用・開発に関する契約チェックリスト（経済産業省）	令和7年2月	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf
秘密情報の保護ハンドブック（経済産業省）	令和6年2月改訂	https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf
AIと著作権に関する考え方について（文化庁）	令和6年3月15日	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
労働者派遣事業と	第3集は	https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gigi_outou01.html

資料	版・ 日付	URL
請負により行われる事業との区分に関する疑義応答集（第2集・第3集）	2026 年5 月25 日更 新	
情報セキュリティ10大脅威 2026（IPA）	2026 年1 月29 日	https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2026.html
AI利用者のためのセキュリティ豆知識（IPA）	2026 年4 月2 日	https://www.ipa.go.jp/digital/ai/security/ai_security_tips.html
Microsoft Copilot のプライバシー	2026 年8 月18 日更 新	https://learn.microsoft.com/en-us/microsoft-365/copilot/microsoft-365-copilot-privacy
企業IT動向調査 2026（JUAS）	2026 年4 月	https://juas.or.jp/cms/media/2026/04/JUAS_IT2026summary.pdf

株式会社ギブリー／2026年9月15日／v1.0

本書は株式会社アクロネット様向けに作成したものです。貴社内でのご利用、社内ルール策定の参考としてのご活用は自由です。

